国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十一号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第二十八条第四項の項中「次条第三項」を「次条第四項」に改め、同表第二十八条の二第三項の項中「第二十八条の二第三項」を「第二十八条の二第四項」に、「又は同項」を「場合、同項」に、「国家戦略特別区域法」を「場合、国家戦略特別区域法」に、「又は第一項」を「、第一項」に改める。

第十二条の四の見出しを削り、同条第一項中「別表の一の三の項」を「別表の一の四の項」に改め、「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条第八項の表中

第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項

を

第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項
第十八条の九第一項及び

に改める。

保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員	

を

保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員	
一般社団法人又は一般財団法人	法人	

に改める。

第十二条の四第八項の表第十八条の十第二項の項中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改め、同表第十八条の十九第一項第一号の項中「第十二条の四第四項各号」を「第十二条の五第四項各号」に改め、同表第十八条の二十四の項中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第十二項中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に改め、同条第十三項の表中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

（児童福祉法等の特例）

第十二条の四　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児について、その保育（同条第七項に規定する保育をいう。以下この項において同じ。）を目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において保育を行う事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、同法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。

2　前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域を定めるものとする。

3　第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、同法第三十四条の十五第五項ただし書中「利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号」とあるのは「利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号（国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）にあつては、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号及び第三号）」と、「必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号」とあるのは「必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同項第二号及び第三号）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条第一項		
	とき	
		当該満三歳未満保育認定子ども	当該満三歳未満保育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子ども
	当該特定地域型保育	当該満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育
	要した費用	要した費用又は当該満三歳以上保育認定子どもに対する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者による特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用
第二十九条第二項	とする。	とし、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定証を提示して当該特定満三歳以上保育認定子どもに受けさせるものとする。